

網走地区消防組合危険物規制規則

平成 22 年 3 月 18 日

規則第 1 号

改正 平成 28 年 3 月 9 日規則第 3 号 令和 3 年 12 月 27 日規則第 9 号

網走地区消防組合危険物規制規則(昭和 50 年規則第 3 号)の全部を改正する
(目的)

第 1 条 この規則は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。)第 3 章の規定及び危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号。以下「政令」という。)並びに危険物の規制に関する規則(昭和 34 年總理府令第 55 号。以下「府令」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(仮貯蔵、仮取扱いの申請)

第 2 条 法第 10 条第 1 項ただし書きの規定により、危険物の仮貯蔵、仮取扱いの承認を受けようとする者は、危険物仮貯蔵、仮取扱承認申請書を消防長に提出し、承認を受けなければならない。

2 消防長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認をするときは危険物仮貯蔵所、仮取扱承認書(様式 1)を、承認をしないときは危険物仮貯蔵所、仮取扱不承認通知書(様式 2)を交付する。

3 前項の承認を受けた者は、当該承認に係る危険物を仮に貯蔵し、又は取扱う場所の見やすい位置に様式 3 の掲示板を掲示しておかなければならぬ。

(製造所等の設置及び変更許可申請)

第 3 条 政令第 6 条第 1 項の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置許可及び政令第 7 条第 1 項の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更許可の申請は、消防長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、その内容を審査し、許可をするときは危険物製造所等設置許可書(様式 4)又は危険物製造所等変更許可書(様式 5)を、許可をしないときは危険物製造所等設置(変更)不許可通知書(様式 6)を交付する。

(製造所等の許可の再交付)

第 4 条 政令第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、製造所等の設置又は変更の許可を受けた者(法第 11 条第 6 項の規定により設置者の地位を承継した者を含む。)が当該製造所等に係る許可書を亡失し、若しくは汚損し、破損したときは、設置(変更)許可書再交付申請書(様式 7)を消防長を経て管理者に提出しなければならない。

2 前項において、汚損し又は破損したときの再交付を申請する場合は、既に

交付を受けた許可書を添付しなければならない。

- 3 許可書を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した許可書を発見したときは、これを10日以内に管理者に提出しなければならない。

(完成検査の結果通知)

第5条 管理者は、法第11条第5項の規定による完成検査を行った結果、政令第8条第3項の技術上の基準に適合していないと認めたときは、危険物製造所等完成検査不適合通知書（様式8）を交付する。

(仮使用承認の申請)

第6条 府令第5条の2の規定による製造所等の仮使用承認の申請は、消防長を経て管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請書を受理し、その内容を審査し、承認をするときは危険物製造所等仮使用承認書（様式9）を、承認をしないときは不危険物製造所等仮使用承認通知書（様式10）を交付する。
- 3 前項の承認を受け仮使用を開始する場合は、当該使用する場所の見やすい位置に承認を受けている旨を表示した掲示板（様式11）を掲げなければならない。

(完成検査前検査の結果通知)

第7条 管理者は、法第11条の2第1項の規定による検査を行った結果、政令第8条の2第7項の技術上の基準に適合しないと認めたときは、危険物製造所等完成検査前検査不適合通知書（様式12）を交付する。

(製造所等の許可取下の届け出)

第8条 政令第6条第1項の規定による製造所等の設置の許可の申請、政令第7条第1項の製造所等の位置、構造等の変更の許可の申請、府令第5条の2の規定による仮使用の承認の申請、府令第5条の3の規定による変更の許可及び仮使用の承認の申請若しくは政令第8条の2第6項の規定による完成検査前検査の申請をした者がそれぞれ当該申請を取り下げると、又は法第11条第1項の許可若しくは法第11条第5項ただし書きの承認を受けた者が当該許可若しくは承認を受けた事項を取りやめると、危険物製造所等設置（変更）許可申請等取下届出書（様式13）を消防長を経て管理者に提出しなければならない。

- 2 許可を受けた事項を取り下すことにより前項の届出書を提出する者は第3条第2項の許可書（許可を受けた者が政令第8条の2第7項のタンク検査済証の交付を受けている場合は、第3条第2項の許可書及び当該タンク検査済証）を、承認を受けた事項を取りやめることにより前項の届出書を提出する者は第6条第1項の承認書をそれぞれ当該届出書に添付しなければならない。

(所有者等の住所等の変更の届け出)

第9条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、住所又は氏名若しくは名称に変更があったときは、危険物製造所等変更届出書（様式14）を管理者に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第10条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において法第11条第1項後段の規定による変更の許可を必要としない軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更工事届出書（様式15）に管理者が必要と認める書類等を添えて、管理者に提出しなければならない。

（製造所等の用途の廃止の届け出）

第11条 府令第8条に規定による製造所等の用途の廃止の届出書は、当該廃止の日から7日以内に、完成検査済証を添えて管理者に提出しなければならない。

（製造所等の使用の休止又は再開の届出）

第12条 製造所等の所有者等は、当該製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、当該休止する日又は再開する日の7日前までに、危険物製造所等使用休止（再開）届出書（様式16）を管理者に提出しなければならない。

（基準の特例の認定申請書）

第13条 政令第23条の規定に基づき、製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例（製造所等について政令第3章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準を適用しないことをいう。）の認定を受けようとする者は、基準の特例認定申請書（様式17）を消防長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定するときは基準の特例認定通知書（様式18）を、認定をしないときは基準の特例認定申請却下通知書（様式19）をそれぞれ交付する。

（危険物保安監督者の選任届出）

第14条 管理者は、府令第48条の3に規定する、危険物保安監督者の選任の届出書を受理するに当たり必要があると認めたときは、当該届出書を提出した者に対し、当該危険物保安監督者として選任された者に係る危険物取扱者免状の提示を求めることができる。

（予防規程の認可）

第15条 府令第62条第1項の規定による予防規程の認可の申請は、消防長を経て管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、その内容を審査し、当該予防規程が、火災の予防のために適当であると認めたときは予防規程制定（変更）認可書（様式20）を、火災予

防のために適当でないと認めたときは予防規程制定（変更）不認可通知書（様式21）をそれぞれ交付する。

（製造所等における危険作業の届出）

第16条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において、修理、分解、清掃その他の災害の発生するおそれのある作業を行うときは、当該作業を開始する日の3日前までに危険作業届出書（様式22）を管理者に提出しなければならない。

（危険物流出等の事故の通報場所）

第17条 法第16条の3第2項の危険物の流出その他の事故を発見した者が通報すべき場所として管理者の指定した場所は、消防本部、網走消防署、網走消防署南出張所、大空消防署及び大空消防署東藻琴出張所とする。

（災害発生の届出）

第18条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において火災、爆発その他の災害が発生したときは、当該災害の発生した日から3日以内に危険物製造所等災害発生届出書（様式23）を管理者に提出しなければならない。

（危険物又は危険物であることの疑いのある物の収去）

第19条 法第16条の5第1項の規定により危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去しようとするときは、危険物収去書（様式24）を当該危険物又は危険物であることの疑いのある物の所有者等に交付しなければならない。

（書類の提出部数）

第20条 この規則により管理者又は消防長に提出する書類（第18条の届出書を除く。）の提出部数は、それぞれ2部とする。

2 管理者は、府令又はこの規則により管理者に提出する届出書（第18条の届出を除く。）を受理したときは、その1部に届出済印（様式25）を押印して返付するものとする。

（委任）

第21条 この規則の施行について必要な事項は、管理者の承認を得て、消防長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の網走地区消防組合危険物規制規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この規則による改正後の網走地区消

防組合危険物規制規則（以下「改正後の規則」という。）中にこれに該当する規定があるときは、改正後の規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 改正前の規則第2条第2項、第3条第2項、第4条第3項、第8条第2項又は第15条第2項の規定により交付された承認書、許可書又は認可書（以下「承認書等」という。）のうち、施行日の前日においてその効力を有していた承認書等については、改正後の規則第3条第2項、第6条第2項又は第15条第2項の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成28年規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。